

中国ビジネス環境改善への提言

2024年1月
日中経済協会事務局

本ペーパーは、2023年9～10月に当協会賛助会員を対象にした「中国ビジネス環境に関する改善要望事項アンケート」に基づいて中国でのビジネス環境改善の要望事項を集約し、商務部をはじめとする中国国务院関係部門、地方政府等関係機関への提言として取り纏めた。日中経済協会は、商務部とのさらなる実務交流と協働を通して、中国のビジネス環境が継続的に改善され、新たな日中ビジネスのグローバル・パートナーシップの深化・拡大に貢献し得ることを願っている。

《提言のポイント》

1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

中国市場の開放がさらに進むことを期待する。外資企業の進出にあたって、市場の公平性・透明性・一貫性・予見可能性が担保されることは不可欠であり、また、突然の不合理な行政命令等により企業経営の安定性が損なわれず、国際社会と親和性の高いビジネス環境の整備が実現することを期待する。ネガティブリスト、各種規制緩和、外資投資奨励産業リスト作成等により、外資の参入障壁が年々緩和されていることを評価する一方で、依然として課題は残されている。（詳細は6頁参照）

2. 貿易・関税・通関・多国間協定

各種の過度な輸出規制は、中国事業を展開する外資企業に大きな影響を与えているため、その見直しを要望する。また、各種輸出管理の関連法制について、明確な判断基準の設定と周知徹底を要望する。

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の運用にあたっては、中国国内の発給機関が条文とは異なる運用を行う場合があるため、改善を要望する。（詳細は8頁参照）

3. 情報セキュリティ関連

データ三法をはじめとするデータ関連法律・法規の整備・強化について、国際的な基準作りを進めた上で運用可能な制度整備が進むことを期待する。引き続き、具体的な基準が規定された細則の制定・公布と、外資企業への広報活動の拡充を要望する。（詳細は8頁参照）

4. 往来、外国人の居留、就労手続き関連

過去数年停滞していた日中間の往来が再開された。一方で、以前運用されていた邦人渡航者の15日間以内の滞在におけるビザ免除措置は再開されていない。さらなる往来の活発化に向けた、渡航手続きの簡素化を要望する。（詳細は7頁参照）

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

目 次

2022 年度提言からのレビュー	3
1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上	6
2. 往来、外国人の居留、就労手続き関連	7
3. 知的財産権保護の徹底・拡充	7
4. 独占禁止法	8
5. 情報セキュリティ関連	8
6. 貿易・関税・通関・多国間協定	8
7. 財務・税制・税務・会計	9
8. 個別産業における規制緩和	11
参考	
当協会賛助会員企業の対中事業景況感と今後の展望	14

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

2022 年度提言からのレビュー

2023 年 3 月付『中国ビジネス環境改善への提言』の発表以降、内容に関し、現在までに次の分野で要望事項の一部改善が進んでいることを評価する。今後、それらの諸制度が透明かつ公正に施行されることを望む。

——これまでに改善された主な諸点——

1. 外資誘致拡大、規制緩和、内資外資の待遇格差是正

1) 外資誘致の拡大に向けた措置

- 2023 年 8 月 13 日、国務院は『外商投資環境のさらなる最適化と外商投資誘致の強化に関する意見』を発表した。各省・自治区・直轄市などに対して、外商投資に関する環境改善や誘致強化を促し、(1) 外資誘致の質の向上、(2) 外資系企業への内国民待遇の保障、(3) 外国人投資保護の継続的強化、(4) 投資運営円滑化レベルの向上、(5) 財政・税制支援の強化、(6) 外国人投資促進方法の改善の 6 分野について、24 項目の措置が盛り込まれた。
- 2023 年 4 月 3 日、上海市は、『外資誘致・利用の強化に関する上海市の若干措置』を公布し、高水準の対外開放の推進、外資誘致エネルギーレベルの向上、外資発展要素へのサポートの強化、外商投資サービスの最適化を主軸に 20 項目の措置を提示し、かつ、担当する政府部門を明確にした。
- 2023 年 11 月 23 日、国務院は『北京市国家サービス業拡大開放総合モデル区建設の深化の支援に向けた活動計画』を発表した。その中で、北京市における電子情報サービスや健康・医療、金融、文化教育などの重点分野における改革深化・開放拡大、貿易投資制度の最適化などを実施していくとした。
- 2023 年 12 月 7 日、国務院は『国際的高水準経済貿易規則との全面的接続および中国（上海）自由貿易試験区のハイレベル制度型開放の推進に向けた全体方案』を発表した。この中で、貨物貿易の自由化と利便化のレベルを引き上げ、医療器械など特定貨物の輸入管理を最適化・改善させ、国内検疫手続きなどの措置を試験的に実施するとした。

2) ビジネス環境改善・問題解決への尽力

- 2023 年 9 月 28 日、商務部はウェブサイト「外資企業問題訴求収集処理システム」を立ち上げた。これにより、様々な生産・経営活動の中で外資企業が遭遇する問題を随時反映できる環境の整備が進んだ。

- 2023年11月8日、商務部弁公庁は『内資企業と外資企業間の不合理で差別的な取扱いの是正に関する文書』を発表した。その中で、内資企業と外資企業が平等に参入することが認められている分野において、入札・政府調達などをはじめとする外資企業の事業活動に支障や負担が生じる事項の是正を表明した。

3) 外国為替・資金調達の緩和

- 中国人民銀行、国家外貨管理局が発表した『中国人民銀行、国家外貨管理局のクロスボーダー融資のマクロプルーデンス調整係数の調整に関する通知』では、2023年7月20日より企業と金融機関のクロスボーダー資金調達のマクロプルーデンス調整係数を1.25から1.5に引き上げると発表した。これにより、企業の外債限度額は、「純資産×2.5倍から純資産×3倍」へ拡大した。

4) 貿易促進

- 2023年6月29日、国務院は『一部の自由貿易試験区および自由貿易港における高い国際基準に対応する試験的な制度型開放の推進に関する若干の措置』を発表した。本措置は重要分野に焦点を当て、試験的に高い国際基準に準じて策定した経済・貿易規定に合わせたもので、自由で簡便なサービス貿易や海外のビジネス人員の往来などを促進するとした。
- 2023年11月8日、商務部は『外商投資奨励産業リスト』に含まれるプロジェクトで使用される設備の輸入に関して、減税を行うとした。

2. 情報セキュリティ・データ移動関連

- 2023年7月25日、国務院が発表した『外商投資環境の更なる最適化による外商投資誘致の強化に関する意見』では、利便化されたデータの越境移転の安全管理メカニズムを提起し、北京などで自由に移動可能な一般的データのリストを作成するとした。
- 2023年9月28日、国家インターネット情報弁公室は『データの国境を越えた移動規定の規範化と促進』という意見募集稿を公表し、重要データでないものに対する越境移転届出の免除制度を確立することを提案した。
- 2023年9月20日、北京市商務局が発表した『北京市外商投資条例』の意見募集稿の中で、データの国境を越えた外資系企業のグリーンルートとデータ移動ホワイトリストを検討するとした。

3. 知的財産権の保護促進

- 2023年1月13日、『商標法改正草案』の公表により、「悪意による登録商標の強制移転制度の導入（第45条～第47条）」の他、「悪意による商標登録出願に対する罰金額の引き上げ（第67条）」などの規制強化の方針が示された。

- 医薬品業界では、パテントリンケージ制度（後発医薬品の承認を先発医薬品の特許と連携させ、後発医薬品の安定供給の問題が生じることのないよう、先発医薬品に係る有効特許を考慮する制度）などの知的財産保護に関する施策の策定が進んでいる。

4. 独占禁止法

- 2023年3月10日、『独占合意禁止規定』、『市場支配的地位濫用行為禁止規定』、『事業者結合審査規定』、『行政権力の濫用による競争の排除・制限行為の制止に係る規定』を定めた。これらには、データ・アルゴリズム・技術・プラットフォームルール等の手段による水平的独占合意および垂直的独占合意の形成を禁止するなど、正常な経済活動を促進する規定が多く盛り込まれた。
- 2023年6月25日、国家市場監督管理総局は『知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為の禁止規定』を公布し、知財分野における独占行為に対してさらなる規制を設けた。

5. 税制

- 2023年8月18日、財政部、国家税務総局が発表した2023年第29号公告において、住宅補助、言語トレーニング費、子女教育費などの手当・補助を享受できる個人所得税免税優遇政策を2027年12月31日まで延長することが決定された。

6. 過去の提言内容に関する緩和、その他

- 2023年11月10日より、『ノンバンク金融機関に対する行政許可事項実施弁法』が施行された。当該弁法は、国外ノンバンク金融機関や多国籍企業グループが金融資産管理会社や財務会社を設立することを直接認めるもので、国外投資家の資産アクセス条件の緩和などが示された。
- 2023年7月5日、2022年度の本提言書で要望した「グリーン電力証書と国際組織が発行した同類証明書の国際相互承認」について、国家発展改革委員会、財政部、国家エネルギー局による「再生可能エネルギー・グリーン電力証書の全面的カバーと再生可能エネルギー電力消費の促進に関する通知」という形で提案された。
- NAL（Network Access License）認証を取得した製品に対して、電子ラベルの使用が認められることになった。
- 中国への渡航に関してビザ取得手続きの際の指紋採取が不要になったこと、ビザ申請の事前予約制を廃止したことなど、段階的な簡便化が進んでいる。
- 外国人社員の居留許可証の取得・抹消および更新に際し、当局へのパスポート預託期間が8日程度から1日程度へと短縮された。

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

1. 外資に対するさらなる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

1) 公平性・透明性・一貫性の確保

- 中国において、外資企業が安心してビジネスを展開するには、公平性・透明性・一貫性・予見可能性が確保され、かつ法律法規・制度をはじめとする国際社会との親和性の高いビジネス環境の整備が求められる。その実現に向けて、引き続きの改善努力をお願いしたい。
- 各種政策・各規制に関して、パブリックコメントの募集から実際に規制が導入されるまでのリードタイムが非常に短い。大幅な政策規定の改正においては、施行までの十分な準備期間を望む。
- 外資系を含む企業内に、法律で中国共産党の党組織設置が求められている。中国の国情に応じた規定であることは理解するが、外資企業には強い違和感があることに留意し、企業ガバナンスに対する当局の姿勢の透明性を求めたい。

2) 外国為替・資金調達の緩和

- クロスボーダー貸付実施時、または中国国内における委託貸付実施時の利息に課せられる増徴税の撤廃を望む（日本では消費税が非課税）。
- オフショア取引のさらなる促進のため、グループ会社間クロスボーダーネット資金流出比率の引き上げ、および国内資産・負債差の引き下げを要望する。
- 中国から国外への非貿易送金に関して、送金手続きの簡素化および送金額規制の撤廃を望む。

3) 土地の強制移転・用途の規制

- 環境規制や合理的な理由がなく、ショートノーティスでの強制立ち退きや工場移転などが迫られるケースがある。使用する用地の確保が得られない中での投資判断を迫られるため、移転の際には合理的な理由の提示、検討に必要な猶予期間の設定、移転に係る十分な補償を要望する。
- 土地用途の規制に関し、さらなる流用性・融通性を高めた土地利用ができるよう、物流用地、工業用地という旧来からの区分の緩和または撤廃を要望する。

4) 労働法制

『労働契約法』の改正（労務派遣に係る若干の規定）および『労務派遣暫定施行規定』に定められた、補助的業務の職位に対する雇用比率制限（10%以下）の柔軟な運用を要望する。

- 経済補償金制度に関して、過度な要求が出ないようにするなど適切な運用を要望する。

2. 往来、外国人の居留、就労手続き関連

- 両国間のビジネス交流の拡大のためにも、日本国籍保有者の15日以内滞在のビザ取得免除の全面的再開や、ビザ発給手続きの簡素化を要望する。
- 駐在員が中国赴任時、一般的には会社登録地で就労および滞在許可を発行するが、その他の中国内地域への異動などに伴って、以前の居留許可を抹消した上で新規申請をしなければならない。手続きが煩雑であるため、切り替え手続きの簡素化を要望する。
- 駐在員の居留期限が6カ月未満の場合、次回の居留許可更新までに家族帯同手続きができず、不便を感じている。当該制限の撤廃を要望する。
- 飛行機・鉄道の利用、一般病院での受診などへの登録に際して、外国人居留証やパスポートの運用可能範囲を拡大していただきたい。
- 外国人の現地銀行口座開設における制約のハードルを下げる措置をとっていただきたい。また、帰任者の帰任後、一定の期間の後に口座が凍結されるため、改善を要望する。
- 駐在員の個人所得の海外送金に関し、納税証明書の提示による送金金額等の制限の緩和をお願いしたい。

3. 知的財産権保護の徹底・拡充

- 知的財産権の保護・管理を徹底すること、および正当でない使用・登録等の取り締まり強化を引き続き要望する。未だ運用面で不十分なケースも存在するため、制度の周知および運用の徹底を要望する。
- 2023年12月21日、「『中華人民共和国特許法実施細則』改正に関する国務院の決定」を公布、2024年1月20日から施行とし、特許法の実施細則が修正され、改善が見られたものの、秘密意匠の保護範囲の拡大など引き続きさらなる拡充を要望する。
- 複合機などハイテク製品に関わる技術強制移転措置の早期撤回を求める。
- 知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容について、引き続きさらなる公開の促進・透明性の確保を要望する。

- 中国当局を受理官庁とした特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）の特許出願を行う際に、統一かつ信頼性の高い方式での審査を要望する。
- 模倣行為・商標の冒認出願による損害賠償額の引き上げ、摘発キャンペーンの強化、厳罰化事例の累積、部分意匠の保護等、模倣偽造行為の取り締まりが強化される傾向にあり、引き続き再犯防止策（例えば摘発強化）等の効果が現れるよう期待する。

4. 独占禁止法

- 2022年8月の改正独占禁止法について、国家市場監督管理総局が同年6月に公布した『経営者集中の申告基準に関する国务院の規定（修正案意見聴取稿）』に則り、経営者集中における売上高の申告基準を明確化していただきたい。また、審査期間の短縮を要望する。その他、中国企業とのJVを行う上で、中国企業に対しても同法の定める基準の認知や見解を徹底・統一させるよう要望する。

5. 情報セキュリティ関連

- データ三法（『個人情報保護法』、『データセキュリティ法』、『サイバーセキュリティ法』）や『データ越境移転安全評価弁法』等のデータ関連法規について、関連細則の策定など徐々に整備が進みつつあるが、依然として不明確な部分も多い。政策の実施については外資系企業の意見を十分に取り入れるなど、具体的かつ明確な基準が定められた関係細則の制定・公布、手続きの簡素化、ガイドラインの提示などを引き続き要望する。また、各国と協調し、国際的な基準作りを進めていただきたい。

6. 貿易・関税・通関・多国間協定

1) 関税および輸出入許可基準の見直し

- 日本産水産物の全面輸入禁止措置および10都県産の農水産品の輸入規制について、早期撤廃を要望する。
- 希少資源の輸出規制は、中国事業を展開する外資企業にも大きな影響を及ぼしている。レアメタル、グラファイトなどに対する輸出制限を見直していただきたい。
- 既に施行されている『中国輸出管理法』を含め、各種輸出入規制に係る関連情報の提供を密にしていきたい。
- 輸入許可の要否基準、サンプル品や中古品の認定基準の統一化、税関官署への周知徹底を要望する。

- グリーン物流推進の観点から、輸出入に使用される包装容器(パレット等副資材含む)の通関手続きの簡略化を要望する。
- 『技術輸出入管理条例』で定める一部の制限技術(例えば、信号処理技術やドローン)について、予見可能性を高められるよう、より具体化・明確化を要望する。
- 『地域的な包括的経済連携(RCEP)協定』において、税番号が不一致のケースが散見されるため、当局間同士での調整を進めていただきたい。

2) 不透明な FTA 原産地証明書の取得要件

- FTA 利用のため、原産地証明書を中国国内の発給機関から取得するにあたり、発給機関が FTA の条文とは異なる(または、条文に記載の無い)独自の要求を行うことがある。このため、FTA が利用できない、または FTA の利用に遅れが生ずる事態が散見される。FTA の条文に従うよう、中央政府から各地の原産地証明書発給機関への徹底した指導を要望する。

7. 財務・税制・税務・会計

1) 移転価格

- 日中二国間 APA (事前確認制度) の窓口の一本化、または国家税務総局が積極的かつ主体的に調整を行うよう要望する。
- OECD のガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行が行われるよう要望する。

2) 税務

- 世界標準に合わせ連結納税制度の導入の検討を要望する。
- 日中租税条約における配当所得の制限税率を、中国がオランダやシンガポールと締結している租税条約(ex. 5%)の水準まで引き下げていただきたい。
- 税務上の繰越欠損金の繰越年限の延長を要望する(参考:日本では7年、中国では5年)。
- BAPA (Bilateral Advance Pricing Arrangement=バイラテラル APA) の、合意期間の短縮を要望する。
- 事業の効率的な運営を図るためにグループ企業間での組織再編(合併等)の際に、セーフハーバールール(課税の繰延)の運用を認めるなど適用条件の緩和を要望する。

- 日本から中国への役務提供に係る PE (Permanent Establishment=恒久的施設) 認定の基準の明確化を要望する。
- 電子財務データの収集要求は、企業に莫大な負担を強いている。国家税務総局の「千戸集団 (年間納税額が、国家税務総局の定める基準額に達している企業のグループ)」に対する電子データの過度な収集の撤廃を要望する。
- 企業所得税の決算において、控除可能な支払預金保険料の増額を要望する。現在は、企業所得税から控除可能な金額は預金残高×0.016%だが、実際に納付している預金保険料はこれよりも多く、全額を損金算入できていない。
- これまで減免されていた、国家金融監督管理総局 (CBIRC) による監督管理費用の徴収が再開した。本費用の徴収の撤廃を要望する。
- 海外貿易支払の場合、支払前に契約書、インボイスまたは税関申告書を裏付け資料として銀行に提出する必要がある。当該手続きの撤廃・簡略化を要望する。
- 日中社会保障協定の対象は現在、養老保険のみである。当該協定の対象となる社会保険の適用範囲を被用者基本医療保険料、労災保険料および失業保険料などまで拡大させるなど、当局間の交渉に期待したい。
- 受給対象者が帰国済みの場合を考慮し、個人所得税および社会保険 (養老) の還付、返金が個人の銀行口座だけでなく、企業にも返金できるよう要望する。
- 外国人の個人所得税の課税措置については、基礎控除などに配慮して運用していただきたい。
- 地方在住者や高度人材・不足人材の個人所得税の優遇政策運用や社会保険料納付の続きの全国統一化・簡素化を要望する。

8. 個別産業における規制緩和

1) 金融分野

- 貸付債権の譲渡について、現在認められていない債権の一部を譲渡許容されることを要望したい。一部譲渡を認めることで、比較的小規模の金融機関の運用機会を創出し、セカンダリーマーケットの活性化が期待できる。また、売り手の金融機関の流動性が高まり、金融市場の活性化が期待できる。
- 外資銀行における債券引受資格のさらなる開放を期待する。外資でも国によって対応が異なるため、統一的な運用を求める。
- 資金繰りにおける緊急時の対応力強化や流動性リスク管理の観点から、中国人民銀行の人民元流動性ファシリティへの外資銀行によるアクセス許容の拡大を要望する。
- 中国人民銀行や国家金融監督管理総局が各銀行に通達する手続きにおいて、各銀行が対応できるよう十分な準備期間を設けた上で実施に移行するよう要望する。
- 外資銀行の預金残高（流動性・定期性全て合算）の月末残高管理に関して、月末残高は、当月中平残の104%を越えてはならないとする制度がある。預金乖離度に関する制限の撤廃、または乖離度の変動幅に余裕を持たせるなどの制限緩和を要望する。
- 外資銀行の支店による遠隔地での出張所形式での拠点の開設や、現地法人による事務所の開設は許容されていない。当該制限の撤廃を要望する。
- リース会社を含む地方金融機関が、省を跨いでの業務展開に制限を加えないよう要望する。
- 2018年4月に施行された新『保険会社持分管理弁法』の規定において、保険会社は同業の保険会社2社以上をコントロールしてはならないという規制が設けられている。新たな資本参加の阻害要因にもなり得るため、緩和を要望する。また、異地引受にかかわる制限条件の緩和も要望する。
- 企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、外資保険会社管理条例第15条の業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えることを要望する。
- 証券会社に対して、「一控一参」制度の下「同一株主が資本参加できる証券会社は2社まで、うち支配株主になれるのは1社まで」との出資制限が明文化されているため、本制度の撤廃または緩和を要望する。

- 中国金融当局が銀行に提出を求める、顧客データ・統計データの基準の統一化・明確化、ならびに関連当局間での内容事前調整や、適切な報告期限の設定を要望する。

2) 不動産業

- 不動産開発プロジェクト会社は、不動産四証（注）の取得前は外部金融機関からの借入ができないが、中国国内企業は親子ローンによる資金調達が可能である。中外合資企業を含む外資系不動産企業は外債登記が認められず、また、最低資本金額も高いため、親子ローンが利用できず、資金調達面で不利になっている。そのため、中国国内企業との共同事業において、ファイナンス方針上で障害となるケースもあることから、これらの規制緩和を要望する。

（注）国有土地使用権証、建設用地計画許可証、建設工事計画許可証、建築工事施工許可証。

- 外資による不動産投資会社の設立に関して、行政区により対応が異なるため、統一的な対応基準を設定していただきたい。また、外資による不動産投資会社の設立に制限を設けた、2010年11月付『外商投資不動産業の審査・承認、届出に係る管理強化に関する通知』の改善を求める。

3) 医薬・化粧品

- 『化粧品監督管理条例』をはじめとする、化粧品・日用品に関する各種法規改正について対応が迫られている。その対応で新製品を中国で上市できないといった事例もある。法規改正などは事前の情報開示、統一性を持った運用を求める。
- 医薬品に関する、煩雑な通関システムの簡素化を要望する。

4) コンテンツ産業

- 海外市場との文化交流の促進や国内ゲーム市場の一層の発展のために、より積極的に海外優良ゲームコンテンツの認可促進（ISBN認可促進）と関連政策策定の検討を要望する。また、認可プロセスの透明性確保にも努めていただきたい。その他、各種人材の育成などゲームコンテンツ産業発展に向けた支援策の検討と実行を要望する。
- 18年版『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』において、音楽配信サービスの運営は禁止措置から除外されたが、外資企業によるインターネット音楽配信サービスの許可事例および参入許可申請の受付は始まっていない。加えて、『ネットワーク出版サービス管理規定』においては、合弁企業を含め外資によるすべてのインターネットコンテンツ配信サービスが禁止されていると解釈されるため、外資企業が音楽配信サービスを実際に運営できるよう、齟齬の改善を要望する。

- 海外アニメーションについて、中国国内でのインターネットでの伝播（送信）規制や内容審査が近年厳格化している。これについて、
 - ① サービスを提供するインターネット会社による事前審査から、政府による事前審査に変更された結果、審査期間が延長されているため、短縮化を要望する。
 - ② アニメーション作品に関して、一切のフィードバックや理由の提示がないまま審査の取り消しや、却下されることがある。審査の透明性の向上と、明確な審査標準を提示するよう要望する。
 - ③ サービスを提供するインターネット会社の購入できる海外系のアニメーション作品数の制限撤廃を要望する。

5) その他

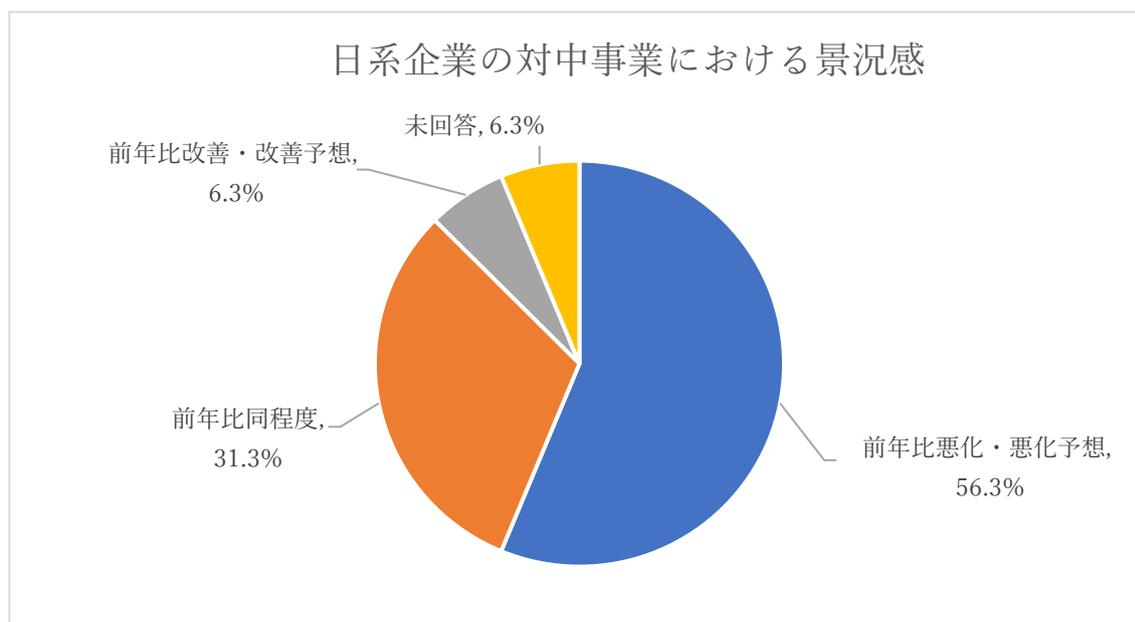
- 航空機リースにおける、ケープタウン条約を中国も批准しているが、同条約に定められた機材処分時に不可欠な IDERA（機材登録取消および輸出許可証）について遵守されていないケースがあるため、改善していただきたい。
- 天津港で添加剤等の危険物輸入禁止が継続しており、他港で陸揚げしている状況が続いている。早期の天津港での輸入再開許可を要望する。
- 世界的標準に合わせて、中国においても通信速度および安定性確保のために、周波数帯（例えば 60GHz 帯）の開放を要望する。
- 『GB 規格 - 光輻射安全技術規範』のドラフトが公表されるとともに意見募集を行っていたが、表示要求や対象製品について、IEC 規格とは異なる中国独自要求が提案されている。企業が取得した CB レポートの利用が不可能になる恐れがあることから、IEC 規格と整合した内容とするよう要望する。やむを得ず独自の要求が必要な場合には、2 年以上の十分な猶予期間を設けていただきたい。

参考

本提言の作成にあたって、当協会賛助会員企業を対象に各社の対中事業における景況感とそれに影響を与えている要因、そして今後の事業展開の方針について併せてアンケートを実施した。以下にその結果と、寄せられた意見をとりまとめた。

「当協会賛助会員企業の対中事業景況感と今後の展望」

図 1



N=33, (出所) 日中経済協会アンケート調査 (2023年9~10月) 結果

今後の日系企業の中国事業における景況感に関して「前年よりも景況感は悪化している、または悪化していくと予想している」と回答した企業は56.3%と半数を超えた。「前年と同程度の景況水準と予想している」と回答した企業は31.3%、「前年よりも景況感は改善している、または改善していくと予想している」と回答した企業は6.3%となった。結果、半数を超える日系企業が対中事業にかかる景況感が前年比を下回るの見方を示した。

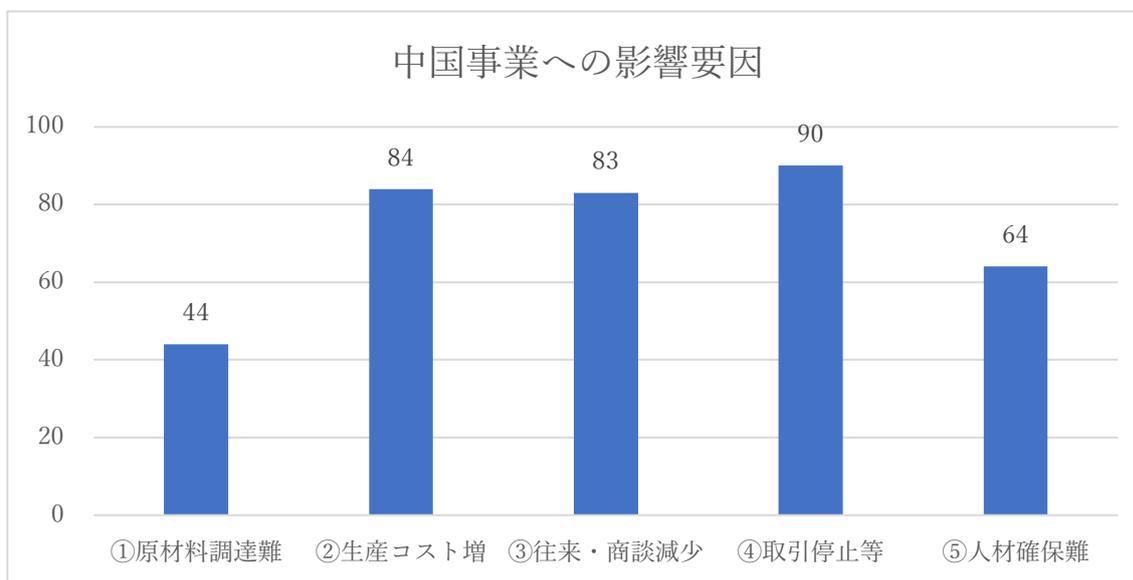
マクロ要因としては、「(国際問題に起因する) 原油高に伴う燃油価格の上昇に伴う物流コストの増加」、「ALPS 処理水の問題で一時的に日本からの原材料が中国へ輸出できず、現地販売に影響がある」、「処理水問題で風評被害を受けている」、日中関係への悪影響があったため、日本の要素を取り入れたイベントの中止を余儀なくされている」など、ネガティブな意見が多く、日中を含め広く国際情勢に起因する要因が挙げられている。

また、中国の国内的要因では、不動産業や消費などの景気停滞に端を発する経済全体への不況の余波を受けている、またはその懸念の声も多く寄せられた。「景気減速による販売低迷」の他、「一部産業での国産化推進政策の高まりなどにより、事業規模

縮小のリスクを感じる」、その結果「日系企業の資金需要の減退が見られる」という意見が寄せられており、業種を超えて広く悪影響が及び始めている。

業界を問わず一番多く寄せられた意見として、「往來の回復がまだコロナ禍以前の水準に至っていないことへの懸念」が多く挙げられた。中国事業への影響要因（図2）や改善を特に期待する点（図3）に関するアンケート結果で示されたように、往來の不便さに対する不満の声は多い。顧客対応の遅れや販路拡大の停滞など、事業に直結する影響を改善する上でも、邦人の15日間以内の中国滞在に係るビザ免除の早期再開を期待したい。一方、中国渡航のビザ取得手続きに関して、段階的に緩和は進んでいるものの、過度な個人情報の開示要求やビザ取得までの期間の長さなど、ビザ取得の手續きの簡素化を要望する声も多かった。

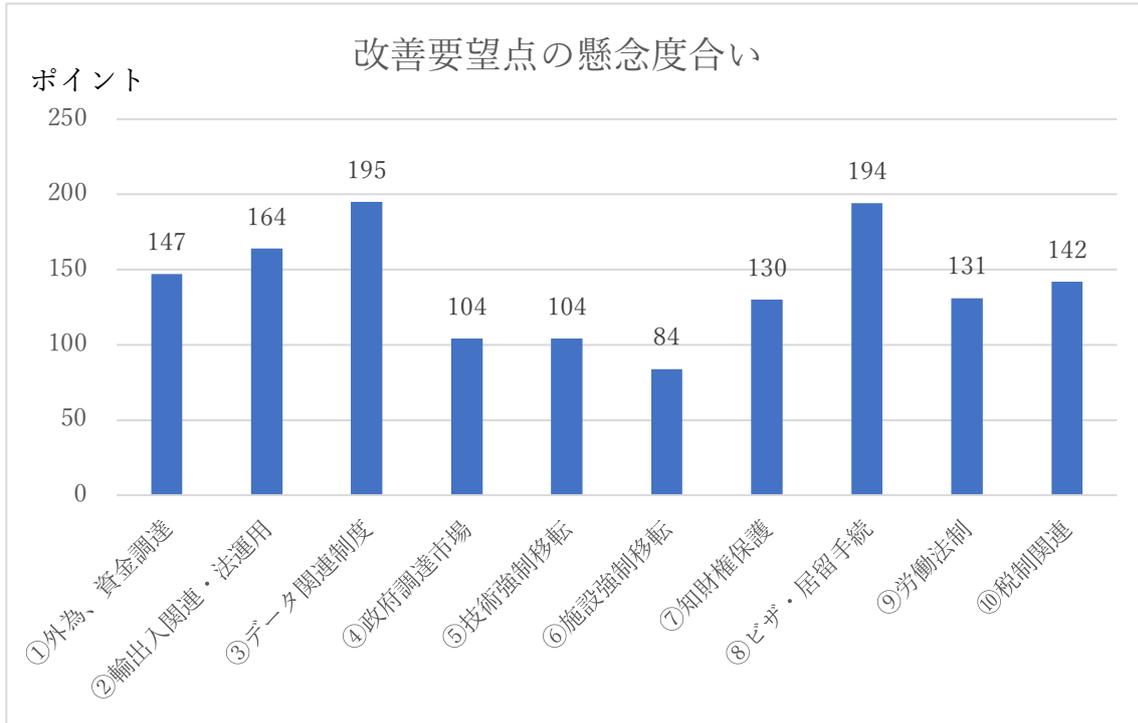
図2



N=33（出所：図1と同様）

続いて、中国ビジネス環境への改善要望に関し、主な要望について、各項目に10段階の点数で評価を要請し、その合計結果をスコア化した（図3）。アンケート実施時点で改善を期待するのは、期待度の高い順に「データ関連制度（195点）」、「ビザ・居留手續き（194点）」、「貿易関連法運用（164点）」となっている。

図 3



N=33 (出所：図 1 と同様)

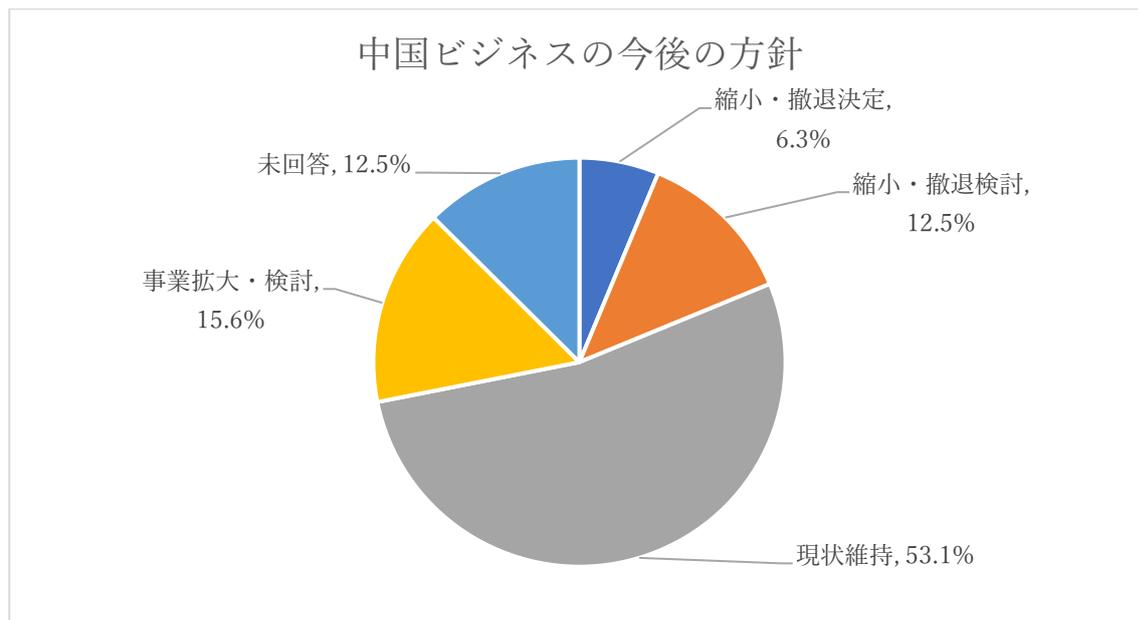
「データ関連制度」では、195 と最も多くの改善要望が寄せられ、日系企業からは引き続き細則制定・基準の明確化を求められている。ただ、各細則の制定やガイドラインの明示などが進んでいる部分もあり、外資企業などに内容やガイドラインを周知する広報活動が必要であろう。

「ビザ・居留関連の手続き」に関しては、先述の内容に加えて、駐在員が中国国内で異動する際に以前の居留許可を抹消した上での新規申請を求められるなどの点での改善要望や、居留から 6 カ月未満の場合は家族帯同の手続きができない、銀行口座開設・凍結に関連する手続きの緩和など、現地での生活基盤を整える上での改善要望が多かった。

「輸出入関連・法運用」では、日中関係または多国間関係によって引き起こされる制裁の応酬によって、資源や半導体関連製品の輸出規制、水産品の輸入規制が相次いでいる。ALPS 処理水の海洋放出以降、日本からの水産品の輸出総額は大きく落ち込んでおり、先端分野でも、米国による輸出規制に伴い、日本企業からビジネス機会を逸している可能性があるという。

以上、今回のアンケートでは、往来やデータ管理、輸出入制限など、2023 年で変化のあった問題への懸念が相対的に高い結果となったが、依然として、知的財産権保護や税制整備など、過去本提言で提起してきた改善要望に関しても日系企業は高い関心を抱いている。

図 4



N=33 (出所：図 1 と同様)

日中間の往来がコロナ禍以前までの回復には至っていないこと、また、各種法律・制度に対して多くの懸念が残っているなどから、対中事業の更なる拡大に踏み込もうとする日本企業の意欲は大きく減退している。図 4 に示したように、「事業拡大を決定、または検討している」との回答は 15.6% (前年比 35.3 ポイント減) となり、「現状維持」は 53.1% (前年比 9.2 ポイント増)、「縮小・撤退の検討」に関しては 12.5% (前年比 7.2 ポイント増)、「縮小・撤退の決定」は 6.3% (前年比 6.3 ポイント増) となった。当面は中国国内市場の動向を様子見している企業が多く、すでに中国市場からの撤退・または中国市場での自社事業の規模縮小を視野に入れている企業の割合が顕著に増加している結果となった。

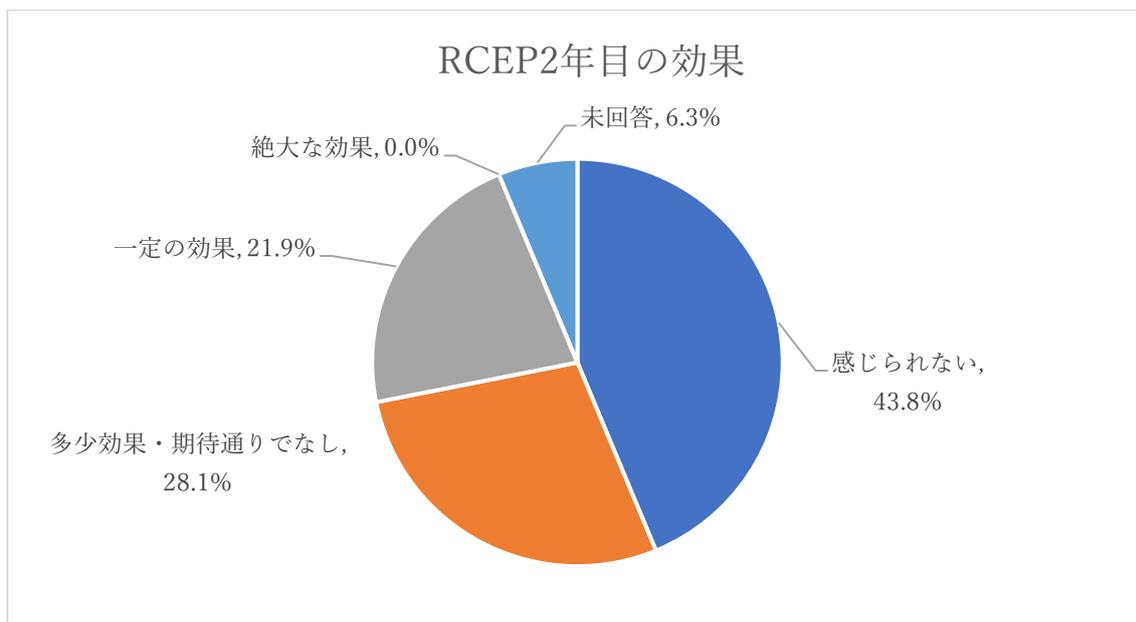
その一方で、中国市場の魅力を感じていて、長期的には中国での事業拡大を見据えた意見も少なからず寄せられた。特に、経済成長と少子高齢化の進行の中で需要拡大が見込まれるウェルビーイング・ヘルスケア産業をはじめ、中国が進めるデジタル関連を商機と見据えたスマート分野、カーボンニュートラルに注力するグリーン分野に携わる企業では、引き続き中国市場への期待は大きい。

「現状維持」と回答した企業では、「国内の景気動向、対外関係では米中対立等の地政学リスクを意識したビジネス活動を当面継続せざるを得ない状況ではあるものの、引き続き中国を重要な市場と位置付けている」、「中国ビジネス環境のトレンドとビジネスチャンスの動向を継続的にウォッチしながら、中国事業の新たな成長可能性を見極めていきたい」、「足元のビジネスは安定して推移しているものの、地政学リスク、世界経済の減速や中国国内での制度・法令の不透明さから、ビジネス拡大には慎重に対応していく」などの意見が寄せられた。こうした企業においては、一概に消極的な見方をしているのではなく、各社とも今後の動向を引き続き注視しており、状況や懸

念内容が改善されることを期待している。

現地法人からは「まだまだ中国市場を開拓していくことができていると感じているが、本社側が様々なリスクを懸念しており、事業拡大に踏み切ることができない」との声も多くあった。日系企業内でも本社と現地法人の中で認識のギャップがあることから双方の意思疎通を十分に図る必要がある。

図 5



N=33 (出所：図 1 と同様)

2022年1月1日より施行された『地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定』に関して、施行から2年目を迎えた時点での効果について、「感じられない」の回答は43.8%となった。その理由の多くは「社内では、中国現地での地産地消となる事業の割合が多いため大きな効果は感じられない」、「業種として直接メリットを感じにくい」と、本協定を十分に活用していない企業である。

また、「多少効果があったが、期待通りではない」と回答した割合は28.1%となり、その理由は「多少効果はあったものの・期待通りでない」と回答した企業は、「関税率の差が小さく、国内価格と国際価格との値差や為替インパクトと比較して、効果が明確に感じられない」、「(物流業界では)物量の大きな増加にはつながらず、既存の物流のつなぎ止め(コスト改善の提案につなげる)に活用された等にとどまった」など、日系企業が他の要因によるマイナスの影響とRCEP協定でもたらされる効果が相殺されている状況もあった。

その一方で、「税削減・撤廃、原産地証明手続きの利便性向上等により、取引先企業の貿易に係る費用、手続きコストの削減が実現している(一定の効果あり)」と、RCEP協定によりもたらされるメリットへの期待を寄せる意見も少数ながらあった。

RCEP 協定は、日本と中国の両国が参加する初の自由貿易協定であり、また、関税率も、品目によって段階的に引き下げ・撤廃される予定であることから、今しばらくはその動向に注目していきたい。